

## 議案第 5 3 号

押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 3 1 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

行政手続における市民の負担軽減や利便性の向上を図るため、押印を求める手続の見直しを実施することに伴い、規定を整備する必要がある。

押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(あきる野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 あきる野市固定資産評価審査委員会条例（平成 7 年あきる野市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項を削り、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 3 項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第 9 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第 8 項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第 1 0 条第 2 項及び第 1 2 条第 2 項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

(あきる野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 あきる野市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(あきる野市消防団に関する条例の一部改正)

第 3 条 あきる野市消防団に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「㊟」を削る。

(あきる野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第 4 条 あきる野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年あきる野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。